

## 目黒区公共建築物等における木材利用推進方針

### 1 目的

この方針は、目黒区(以下「区」という。)内の建築物及び工作物の整備における国産木材の利用を促進するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)に基づく、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(令和3年10月1日木材利用促進本部決定)に即して、区が整備する公共建築物等における木材の利用の促進に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 公共建築物 区が管理を行う建築物(外構を含む。)(区の委託により管理される建築物を含む。)をいう。
- (3) 建築 新築、増築、改築又は改修をいう。
- (4) 木造化 建築物の主要構造部(柱、屋根、壁、床、梁等)の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (5) 木質化 建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (6) 公共工作物 区が事業主体となり施工する道路、河川、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。

### 3 木材利用の意義

森林を適切に整備し、自然環境の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止などの機能を発揮していくためには、木材を適切に活用していくなど、木の循環利用のための取組が必要である。

木材は、製造・加工に必要なエネルギーがほかの原料と比較して少ない資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有する。さらに、木材は断熱性や調湿性を有するほか、木の香りによるリラックス効果や、木材の持つ印象が建築物への愛着や誇りの醸成に寄与するなど、心理面・身体面・学習面における効果も期待される。このため、建築物に活用することで、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

こうしたことから、公共建築物等における木造化、木質化及び木製品の使用による木材利用を促進し、国産木材の利用拡大を図ることにより森林の適切な整備を促進することは、脱炭素社会の実現や都市における快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に貢献する。

## 4 基本的事項

区内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項は、次のとおりとする。

### (1) 公共建築物

公共建築物の建築に当たっては、施設の特性を踏まえて木材利用を推進し、建築物の木造化及び木質化を図る。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でないと認められる場合

イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材の使用が困難と認められる場合

ウ その他、木造化及び木質化が困難と認められる場合

### (2) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、木材及び木製品の活用を推進する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して、木材の利用が困難と認められる場合

イ その他、木製品の使用が困難と認められる場合

### (3) 公共建築物等において使用する木材

公共建築物等の整備等においては、国産木材の利用を推進する。

### (4) 備品及び消耗品

公共建築物等の什器等の備品及び文房類、玩具類の消耗品は、木材を利用したものを調達するよう努める。

### (5) コスト面等で考慮すべき事項

公共建築物等の整備等において木材を利用するに当たっては、建設コストに加え、維持管理及び解体・廃棄等のライフサイクルコストや適切な保守管理のしやすさ等について十分に配慮する。また、利用者のニーズ、木材の利用による付加価値、自治体間連携・交流や地産地消等の観点による調達産地の選定等を考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

### (6) 優先して使用する木材

公共建築物等の木造化及び木質化並びに木製品の使用に当たっては、次の国産木材の優先的な利用の促進に努める。

ア 友好都市で育成し、生産された木材

イ 多摩産材等東京都内で育成し、生産された木材

ウ 災害時における相互援助に関する協定を締結している自治体で生育し、生産された木材

## 5 木材利用の普及啓発の推進

区は、公共建築物等の木造化、木質化及び木製品の使用に当たって、木材の持つ良さや木材利用の意義について、区民に対し啓発及び普及の推進に努める。

### 附則

この方針は、令和8年8月1日から施行する。